

会 議 録

- | | |
|------------|---|
| 1 会議の名称 | 令和3年度 第1回熊取町下水道事業経営委員会 |
| 2 開催日時 | 令和3年9月6日(月) 午後1時30分～午後3時 |
| 3 開催場所 | 熊取町役場 北館3階 大会議室 |
| 4 議題 | 案件1 委員長及び副委員長の選出について
案件2 熊取町下水道ビジョン(経営戦略)について
案件3 下水道使用料算定の考え方について
案件4 今後のスケジュールについて |
| 5 公開・非公開の別 | 公開 |
| 6 傍聴者数 | 0人 |
| 7 審議等の概要 | 案件1 委員長及び副委員長の選出について
委員長については、委員の互選により、富田委員が委員長に選出された。
次に、副委員長については、熊取町下水道事業経営委員会規則第5条第2項に基づき、委員長からの指名により、中野委員が副委員長に選出された。
案件2 熊取町下水道ビジョン(経営戦略)について
事務局より、「熊取町下水道ビジョン(経営戦略)」に基づき、熊取町下水道事業の現状について説明を行った。説明に関する主な質疑応答は下記のとおり。
<u>・水洗化率の最新値、普及率との違い、水洗便所改造資金助成制度について</u>
⇒ 現状の数値等や制度概要について報告・説明を行った。
<u>・有収水量に占める雨水の割合及び雨水処理施設に係る経費と下水道使用料への影響について</u>
⇒ 本町下水道は汚水・雨水を分けた「分流式」による整備のため、有収水量に雨水は含まれていない。
上記により、雨水・河川に放流されることから雨水処理施設はなく、雨水管等に関する経費は一般会計からの負担金 |

で賄われるため、下水道使用料への影響なし。

案件3 下水道使用料算定の考え方について

事務局よりパワーポイント資料に沿って説明を行った。説明に関する主な意見・質疑応答は下記のとおり。

・基本水量制の廃止は理解できる。廃止に伴い、現在の8 m³までの階層の料金で減った部分を11 m³以上の階層で確保する必要があると思うが、どのように検討するのか。

⇒ 具体的な検討段階ではないが、基本水量の廃止に伴い、どのラインで基本料金の設定するのか、検討が必要と考えている。

・基本水量廃止に伴う基本料金の設定については、大口・小口の需要形態により差をつける予定か。

⇒ 大口・小口の公平な判断が難しいため、一律と考えている。

・排出する汚水の質によって料金を変えることはできないか。

⇒ 高濃度の物質や重金属を含む汚水は、各使用者で費用をかけて、排出基準内の水質になるまでの前処理をすることとしているため、水質別の料金設定は困難と考えている。

・使用料算定期間についてはどのように考えているのか。

⇒ 「熊取町下水道ビジョン（経営戦略）」において、今後10年間の収支見通しを立て、それに基づき3年ごとの見直し期間を設定している。しかし町全体での手数料見直し期間が4年間であることから、今後いくつかの算定期間のパターンを立て、検討・議論の俎上に挙げたいと考えている。

（下水道ビジョンのPDCAサイクルについては5年である旨の説明も行った）

・道路掘削等に係る費用圧縮について

⇒ 大阪広域水道企業団と連携しながら、同一業者への発注等により工期短縮に継続して取り組む。

・流域下水道に係る負担金の算出方法について

⇒ 幹線管路の距離によらず、流域下水道を構成している市町

が、一定の算定方法に基づいて算出されたものを負担。

・将来整備計画の移設補償費、掘削経費や他の計画に伴う工事費の削減はどのように考えているのか。

⇒ 移設補償費は具体的な予測が困難なため、工事費の一定割合で算出している。経費の削減は継続的に取り組む。

案件4 今後のスケジュールについて

・料金改定時期の見込みはいつか。

⇒ 令和5年4月を想定している。令和4年9月に議会上程を予定。

・住民向け説明会やパブリックコメントは実施するのか。

⇒ 料金改定は議会の要議決事項のため、パブリックコメント等は実施しない。6か月間で広報等により住民周知に努める。

8 審議会の情報

名称	熊取町下水道事業経営委員会
根拠法令等	熊取町下水道事業経営委員会規則
設置期間	令和元年8月1日
所掌事項	<ul style="list-style-type: none">・下水道事業の経営に関する計画策定の調査及び検討に関すること・計画の目標達成状況の点検及び進行管理に関すること・下水道事業の業務の執行に関し、適正な運営を確保する観点から必要であると町長が判断した事項に関すること
委員数	6人

9 担当課

下水道課